

改正 令和6年3月26日訓令第3号

(設置)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第6条の規定に基づく任命権者が、職員の分限懲戒等に関する処分を行う場合において、その処分の公正を期するため、筑西広域市町村圏事務組合職員分限懲戒等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、職員に対する次に掲げる処分について審査する。

- (1) 法第28条第1項の規定に基づく職員の意に反する降任及び免職の処分
- (2) 法第29条の規定に基づく懲戒処分
- (3) 前2号に掲げるもののほかこれらに準じる処分

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、事務局長をもってこれに充て、委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 事務局副局長
- (2) 消防本部次長
- (3) 事務局総務課長
- (4) 消防本部総務課長
- (5) 前各号に定める者のほか、委員長が特に必要と認めた所属長を臨時に委員に充てることができる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案の会議に出席することはできない。ただし、会議において同意があったときは、この限りでない。

(事情の聴取等)

第5条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、事案に係る職員を出席させ、事情を聴取し、又は意見を徴し、若しくは審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、会議において議決した事項について、当該任命権者に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務主管課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日訓令第3号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。